

第5章 空 港



広島空港（三原市）

1 広島空港の概要

(1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000㎡の旅客ターミナルビル、3,900㎡の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

航空路線としては、旅客数が全国で7番目の東京線をはじめとする、国内定期路線5路線と、アジア・太平洋地域8都市につながる国際定期路線6路線を有している。国際定期路線は、全国第8位である週31便のネットワークを誇り、ソウル、上海、台北にデイリーでアクセスが可能である。

今後も広島空港は中国・四国地方の地域拠点空港として、広島県及び近隣地域の国際化と地域振興に大きく寄与するものと期待されており、引き続き利便性の向上や機能の一層の充実に努める。

[広島空港の概要]

設置管理者	国土交通大臣			
飛行場の種類	空港法第4条第1項第5号に掲げる空港			
供用開始日	平成5年10月29日(3,000m滑走路供用：平成13年1月25日)			
施設	告示年月日	平成12年12月28日(運輸省告示414号)		
	管理面積	1,948,484㎡		
	基本施設 (ターミナル拡張計画を含む。)	着陸帯	長さ	3,120m×幅 300m
		滑走路	長さ	3,000m×幅 60m
		誘導路	総延長	3,290m
エプロン		120,300㎡(サブターミナルを含む。)		
概要	航空灯火	進入灯,進入角指示灯,中心線灯,滑走路灯,誘導路灯,エプロン照明灯等		
	通信施設	遠隔空港対空通信施設,飛行場情報放送業務施設		
	航空保安無線施設	ILS(計器着陸装置),ASR(空港監視レーダー),SSR(二次監視レーダー),VOR/DME(超短波全方向無線標識装置/距離測定装置)		
	気象観測施設	滑走路視距離測定器,風向風速観測装置,雲高測定器等		
飛行場運用時間	14時間(利用時間：7時30分から21時30分まで)			

(2) 広島空港計器着陸施設高度化(CAT-IIIa)整備事業

広島空港は、季節により霧、雲に覆われることが多く、視程不良による欠航、ダイバート(目的外空港への着陸)、遅延等が発生しており、その改善が強く求められてきた。

このため、平成15年度に国土交通省の事業として計器着陸施設の高度化事業が新規採択され、平成16年度から本格的に工事着手し、平成20年6月に運用を開始した。また、平成21年6月からより高度なCAT-IIIbに移行し運用を開始した。

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとして、広島（広島駅新幹線口・広島バスセンター・平和大通り [1日4往復]）、呉、三原、福山からリムジンバスが、JR白市駅から空港連絡バスが、竹原からは乗合タクシーが運行されている。

また、平成10年末から山陽自動車道高坂パーキングエリア内の高坂バスストップでの福山リムジンバス乗り換えにより、甲奴、府中、尾道・因島方面からバスによる空港アクセスが可能となっている。

なお、JR白市駅からの空港連絡バスは、平成25年度に実施した多頻度運行社会実験（平成26年3月29日まで）の結果を踏まえ、社会実験後は利用頻度の高い時間帯を中心に直行便を一部継続している。

(4) 航空路線の拡充

広島空港は、平成5年の開港以来、中国・四国地方の地域拠点空港として着実に成長している。引き続き、東京線の輸送力増強や国内地方間路線の維持・拡充を働きかけるとともに、アジア・太平洋地域等への国際航空ネットワークの充実に向けた取組みを積極的に展開していく。

また、欧米・オセアニア方面については、東京（羽田）、成田、ソウル、上海、台北など国際ハブ空港からのネットワークを利用した国際線乗り継ぎの利便性強化を図る。

(5) エアカーゴ対策の推進

広島空港は、中国地方の中央部に位置しており、山陽自動車道に直結するなど、貨物の流通拠点としてのポテンシャルを有している。

今後、既設路線の輸送力の増強（増便・機材の大型化）や新規路線の開設に合わせて、広島空港への集荷促進対策を推進する。

(6) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成6年3月に設立した広島県空港振興協議会（会長：広島県商工会議所連合会会頭、構成：県、市町、経済団体等）を中心に、就航路線の利用促進や路線誘致などの活動を展開する。

(7) 平成26年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	予 算 額	事 業 内 容
直轄空港建設費等負担金	216,138	広島空港の施設更新、エプロン増設等
空港関連施設等管理費	9,215	周辺県有地の管理等
空港周辺対策事業	28,936	空港周辺の環境対策等
空港県営駐車場管理費	27,888	空港県営駐車場の管理
広島空港アクセス性向上対策事業	189,631	空港アクセスの利便性向上策
インバウンド強化事業	17,041	インバウンドチャーター便及び国際定期路線拡充支援
広島空港ネットワーク充実事業	24,136	官民一体による利用促進、新規路線の誘致活動等
空港振興事業	16,600	
合 計	529,585	

(参考) 広島空港の定期航空路線の概要

(1) 国内定期路線の現況

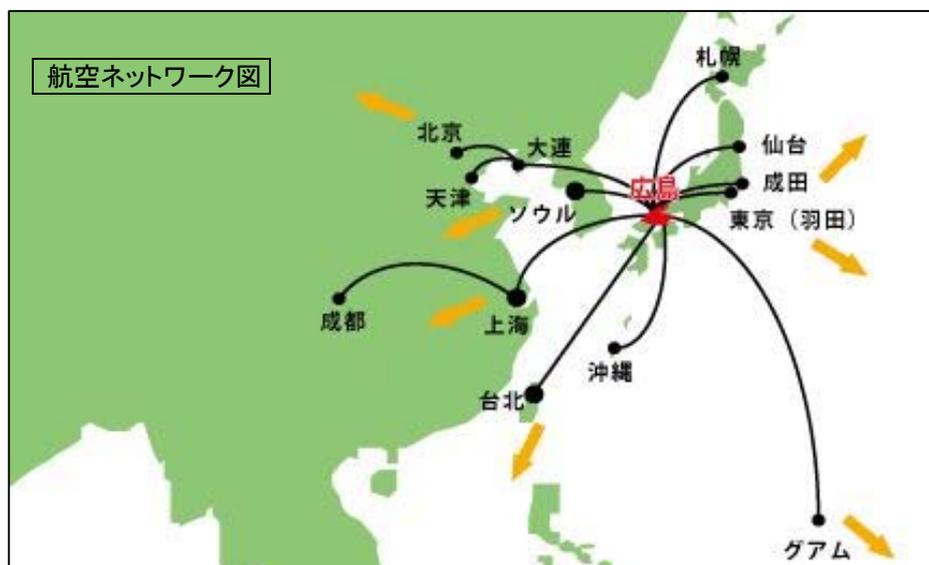
(H26. 4.1現在)

地域	路線	航空会社	便数/日	使用機材	平成25年度旅客数	備考
北海道	札幌 (新千歳)	全日本空輸	2	A320(166席)	151,120人	S61. 3. 1~
		日本航空		B737-800(165席)		H 8. 8. 2~
東北	仙台	IBEXエアラインズ (全日本空輸)	2	CRJ700(70席)	62,787人	H 4.10.25~
東京	成田	IBEXエアラインズ (全日本空輸)	1	CRJ700(70席)	60,945人	H15. 8. 1~
	東京 (羽田)	全日本空輸	17	B777-200(405席) B767-300(270席) B737-800(165席, 176席) B787-8(335席)	1,930,528人	S37.10.14~
日本航空		H2. 7. 21~ (S63. 7. 23~)				
沖縄	那覇	全日本空輸	1	B767-300(270席)	129,353人	S61. 4.26~
チャーター便					64人	
計	5路線	3社	1日 23便		2,334,797人	

(2) 国際路線の現況

(H26. 4. 1現在)

国・地域	路線	航空会社	便数/週	使用機材	平成25年度旅客数	備考
韓国	ソウル	アジアナ航空 (全日本空輸)	7	A321(177席, 171席)	81,597人	H 3. 6.21~
中国	大連・北京	中国国際航空 (全日本空輸)	5	B737-800(156席)	38,036人	H10. 2.26~
	大連・天津	中国南方航空	3	A319(121席)	—	H15. 4. 1~ (H23. 3. 29 ~天津延伸) H24. 10運休
	上海・成都	中国東方航空 (日本航空)	7	A320(156席)	67,021人	H8. 2. 6~ (H23. 7. 22 ~成都延伸)
台湾	台北	チャイナエアライン	7	B737-800(158席)	89,640人	H16. 6. 2~
ミクロネシア	グアム	ユナイテッド航空 (全日本空輸)	2	B737-700(124席) B737-800(155席)	16,078人	H17. 4. 7~
<定期便計>	6路線	8社	週31便		292,372人	
チャーター便					12,073人	
<国際線合計>					304,445人	



2 広島ヘリポートの概要

(1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成 22 年 10 月 30 日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成 24 年 11 月 15 日付で廃止、同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し、ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、平成 27 年 4 月の最終形区域での供用開始に向けた整備を進めている。

[広島ヘリポートの概要]

設置管理者	広島県		
空港等の種類	陸上ヘリポート（公共用）		
供用開始日	平成 24 年 11 月 15 日		
施設概要	管理面積	344, 225 m ² （平成 25 年 4 月 22 日告示）	
	基本施設	着陸帯	長さ 35 m, 幅 30 m
		誘導路	長さ 28 m, 幅 9 m
		エプロン	20, 574 m ² , スポット 14
	航空灯火	飛行場灯台, 誘導路灯, 風向灯, 境界灯, 境界誘導路灯	
	通信施設	対空通信施設一式	
	気象観測施設	風向風速観測装置, 雲高測定器等	
運用時間	10 時間 30 分（利用時間：8 時 30 分から 19 時 00 分まで）		

(2) 平成 26 年度の事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
広島ヘリポート管理費	206, 401	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	89, 800	ヘリポート区域縮小工事等
計	296, 201	

第6章 港湾・漁港



広島港出島地区（広島市）

1 港湾の概要

(1) 港湾数

瀬戸内海に面し、大小130余の島々が散在する本県は、全国第6位の44港（国際拠点港湾1港，重要港湾3港，地方港湾40港）の港湾を擁し，うち県管理港湾は27港（国際拠点港湾1港，重要港湾2港，地方港湾24港）を数える。

区 分	県管理港湾	市町管理港湾	計	備 考
国際拠点港湾	1	—	1	平成23年特定重要港湾から国際拠点港湾へ港格の見直し（港湾法改正による）
重 要 港 湾	2	1	3	
地 方 港 湾	24	16	40	
合 計	27	17	44	

(2) 港湾施設一覧表（港湾管理者分のみ）

ア 県管理港湾

H26.4.1現在

港 湾 名	港格	所 在 地
広 島 港	国際拠点	広島市, 廿日市市, 海田町, 坂町
福 山 港	重要	福山市
尾道糸崎港(尾道地区)	"	尾道市
尾道糸崎港(糸崎地区)	"	三原市
尾道糸崎港(松永地区)	"	福山市
国際拠点港湾及び重要港湾小計		3
横 田 港	地方	福山市
千 年 港	"	"
佐 木 港	"	三原市
須 波 港	"	三原市
土 生 港	"	尾道市
重 井 港	"	"
中 浜 港	"	"
生 口 港	"	"
瀬 戸 田 港	"	尾道市, 三原市
忠 海 港	"	竹原市
竹 原 港	"	"
川 尻 港	"	呉市
木 江 港	"	大崎上島町
鯨 崎 港	"	大崎上島町
大 西 港	"	大崎上島町
御 手 洗 港	"	呉市
蒲 刈 港	"	"
釣 土 田 港	"	"
小 用 港	"	江田島市
鹿 川 港	"	"
中 田 港	"	"
三 高 港	"	"
厳 島 港	"	廿日市市
大 竹 港	"	大竹市
地 方 港 湾 小 計		24
合 計		27

イ 市町管理港湾

H26.4.1現在

港 湾 名	港格	所 在 地
呉 港	重要	呉市
重 要 港 湾 小 計		1
阿 伏 兔 港	地方	福山市
福 田 港	"	尾道市
棕 浦 港	"	"
安 芸 津 港	"	東広島市
吉 悪 港	"	呉市
小 用 港	"	"
大 迫 港	"	"
袋 の 内 港	"	"
大 須 港	"	江田島市
津 久 茂 港	"	"
鷺 部 矢 の 浦 港	"	"
鹿 田 港	"	"
内 海 港	"	"
大 柿 港	"	"
波 多 見 港	"	呉市
奥 の 内 港	"	"
地 方 港 湾 小 計		16
合 計		17

(3) 港湾の整備方針

平成23年度に策定した「広島県みなと振興プラン」に基づき、物流、人流及び生産活動の拠点として、また、潤いのあるウォーターフロント空間として、県民生活や産業活動に必要な港湾施設の整備を推進する。

また、これと併せて、港湾利用の増進を図るため、広島港・尾道糸崎港及び福山港を中心に、船舶・貨物の誘致活動、入港船舶の歓迎、ポートセールスミッション派遣などのポートセールス活動や広報を行う。

【広島県みなと振興プラン】

「広島県みなと振興プラン」は、本県の目指す将来像を示した「ひろしま未来チャレンジビジョン」及びこれを実現するための「社会資本未来プラン」に基づき、利用者の視点・ニーズに対応した、より一層のソフト・ハード両面の港湾機能の強化を推進するための実施計画である。

計画期間：平成23(2011)年度～平成27(2015)年度(5年間)

投資予定額：概ね320億円

(4) 平成26年度事業の内容

(単位:千円)

事業名	事業種別	施行計画量等	予算額	
港湾事業	公	港湾改修事業	広島港(広島市)など10港の防波堤、臨港道路等の工事(公共関連費含む)	1,579,000
		港湾環境整備事業	尾道糸崎港(尾道市)など3港の緑地等の工事(公共関連費含む)	419,000
		港湾補修事業	福山港(福山市)など6港の岸壁等の補修工事	267,000
	共	港湾整備交付金事業	厳島港(廿日市市)など3港の浮棧橋、防波堤等の工事(公共関連費含む)	1,358,000
		国直轄事業負担金(港湾事業)	広島港及び尾道糸崎港の航路等の国直轄事業負担金	[1,461,000] 383,100 []は直轄事業費
		計		4,006,100
業	単独	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事を行う。	612,600
	維持	港湾維持修繕費	浮棧橋等の港湾施設及び護岸、堤防、防潮扉等の海岸保全施設の補修・点検等や沈没船処理等を行う	759,344

(単位:千円)

事業名	事業種別	施行計画量等	予算額
港	放置艇対策推進費	広島湾地域及び福山港地域における公有水面利用の適正化のため、広報、指導、強制撤去等を行う	14,663
	港湾保安対策費	国際港湾施設の保安対策として警備・監視等を行う	118,172
	地方港湾管理費	港湾統計調査・地方港湾審議会等に要する経費	4,683
	港湾特別整備事業費特別会計繰出金	放置艇対策等に資する一部繰出し	279,635
	離島旅客上屋起債償還金繰出金	離島港湾の負担軽減を図る	4,636
	海砂利採取海域環境フォローアップ調査	海底地形及び藻場の調査に係る経費	19,019
	計		440,808
湾	一般会計合計		5,818,852
事業	荷捌施設整備事業	○ 広島港関係 314,700 ・ 出島地区 126,700 ・ 五日市地区 188,000	314,700
	広島港運営費	広島港の管理・運営に要する費用	1,243,209
	尾道糸崎港運営費	尾道糸崎港の管理・運営に要する費用	57,741
	福山港運営費	福山港の管理・運営に要する費用	216,448
	港湾振興事業	広島港、福山港などのポートセールス活動等に要する費用	31,912
	造成地分譲促進事業	臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用	92,108
	公債費	港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用	8,981,808
	諸支出金	港湾整備事業基金積立金など	107,125
	特別会計合計		11,045,051
合計			16,863,903

(5) 主な港湾整備事業の概要

ア 国際拠点港湾広島港の整備

(ア) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として、必要な港湾施設の整備を行い、国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(イ) 事業の概要

① 五日市地区港湾整備事業[県事業]

広島都市圏西部の物流拠点として、国際物流ターミナル等の整備を推進する。

《平成 26 年度》 臨港道路廿日市草津線等の整備を推進する。

② 廿日市地区港湾整備事業[直轄事業]

LNG の安定的かつ安価な供給を実現するため、航路等を整備する。

《平成 26 年度》 航路等の整備を推進する。

③ 出島地区港湾整備事業[県事業]

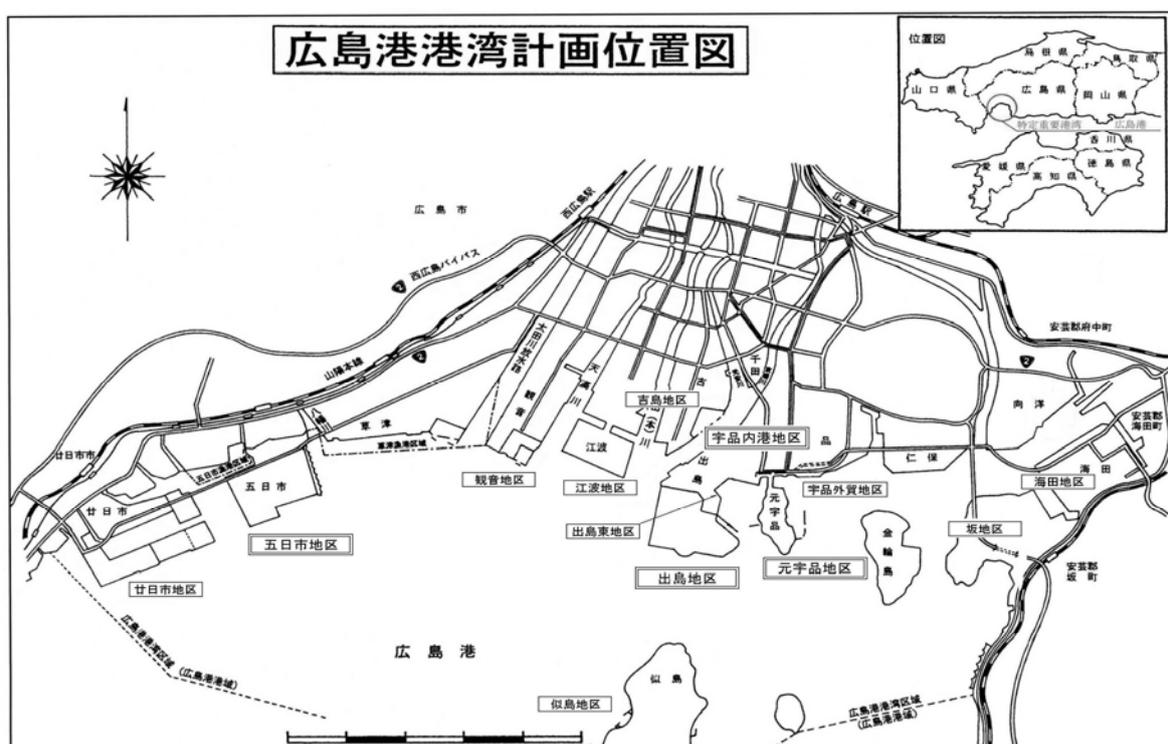
国際物流・交流拠点としての機能を強化するため、大型岸壁をはじめとする港湾施設や交流厚生用地等を整備する。

《平成 26 年度》 港湾関連用地、ふ頭用地等の整備を推進する。

(ウ) 平成 26 年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
出島地区	県事業	港湾関連用地造成等	193,700	
五日市地区	県事業	臨港道路等	1,027,000	
廿日市地区	直轄事業	航路等	274,950	県負担金 (事業費 1,222,000 千円)
その他	県事業	防波堤等	392,000	
計			1,887,650	



イ 重要港湾尾道糸崎港の整備

(ア) ねらい

尾道糸崎港は、県東部の物流・人流の拠点を目指し、輸入木材の取扱拠点港としての機能強化を図るとともにウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応した施設整備を進める。

(イ) 事業の概要

① 機織地区港湾整備事業

西日本の輸入木材の拠点港として機能を強化するため、船舶の大型化へ対応した施設整備を進める。

《平成 26 年度》 大型船対応の泊地、航路の整備を推進する。

② 貝野地区港湾整備事業

県内の港湾整備事業により発生する浚渫土の処分用地の確保を図るとともに、公共岸壁の整備を行い物流機能の強化を図る。

《平成 26 年度》 港湾工事の円滑化を図るため浚渫土等の受入れ等を推進する。

③ 松浜地区港湾整備事業

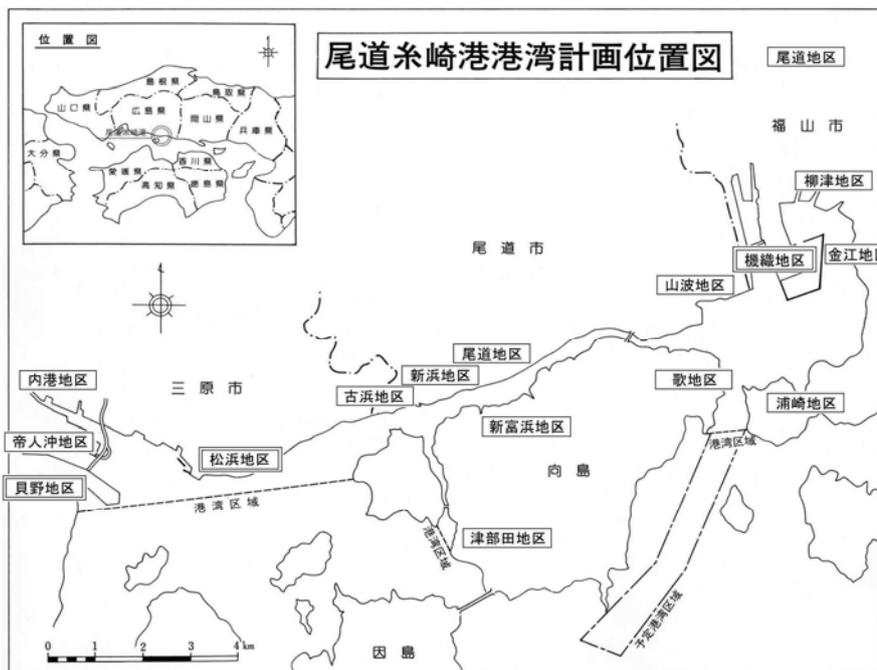
水産物等の物流機能の強化を図るとともに、快適な港湾空間を形成するため、小型船だまりや緑地等の整備を推進する。

《平成 26 年度》 小型船だまりの防波堤等の整備を推進する。

(ウ) 平成 26 年度の予算額

(単位：千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
機 織 地 区	直轄事業	航路(-12m), 泊地(-12m)等	108,150	県負担金 (事業費 239,000 千円)
	県事業	補修	10,000	
貝 野 地 区	県事業	浚渫土受入等	160,000	
松 浜 地 区	県事業	防波堤等	334,000	
そ の 他	県事業	補修等	150,000	
計			762,150	



ウ 重要港湾福山港の整備

(ア) ねらい

広島県東部地域の物流、産業の拠点として、物流需要の増大、輸送の効率化等に対応するため、グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに、快適な港湾空間の形成を図る。

(イ) 事業の概要

内港地区港湾整備事業

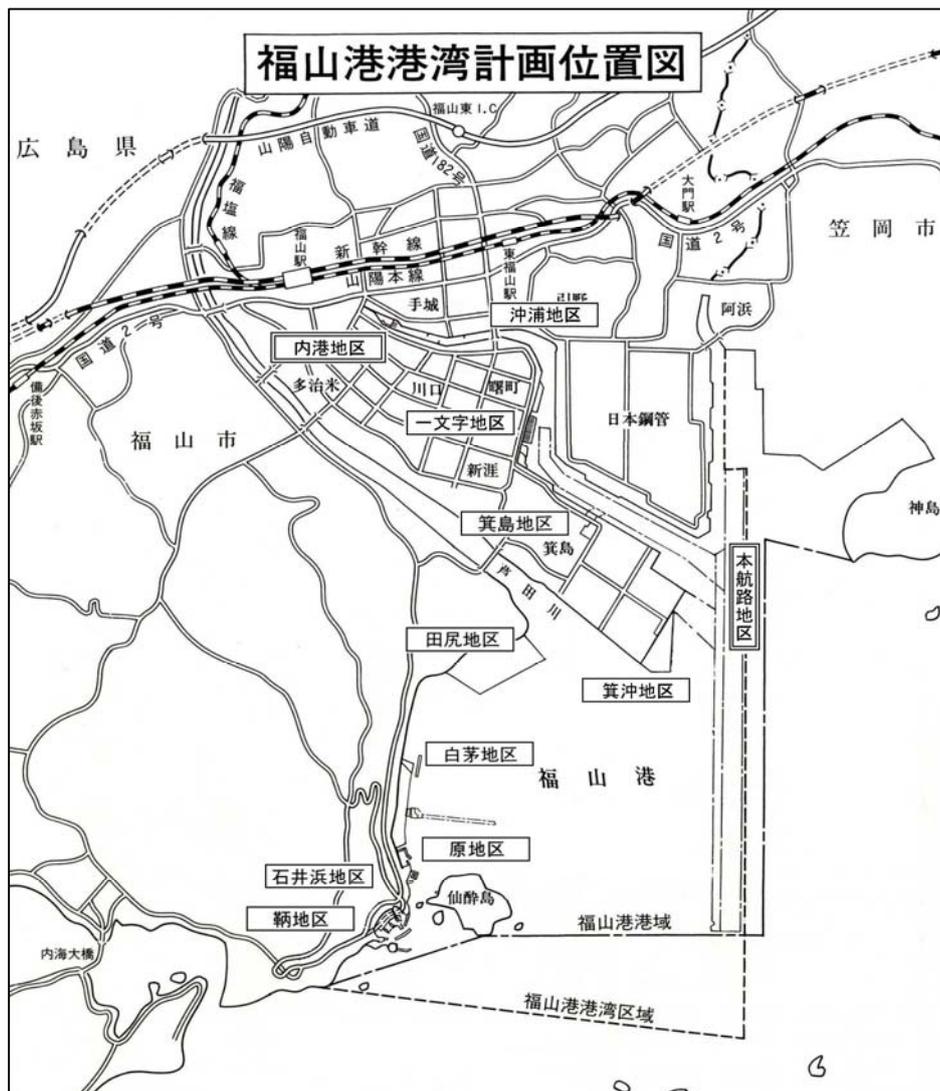
市街地における快適で魅力ある港湾環境の再生を行うため、海域環境改善事業を推進する。

《平成 26 年度》 覆砂等の整備を行う。

(ウ) 平成 26 年度の予算額

(単位:千円)

区 分	事 業 内 容	予 算 額	備 考
内 港 地 区	県 事 業	覆砂等	73,000
そ の 他	県 事 業	補修等	122,000
計		195,000	



(6) 港湾の振興

ア ねらい

国際拠点港湾広島港は、広島経済圏の海の玄関として、また、海上物流の拠点港として、本県経済の発展や県民生活の向上を支えており、韓国や中国をはじめ東南アジアや北米との国際定期航路の就航やクルーズ客船の入港など、国際貿易や観光の拠点として重要な役割を果たしている。

また、重要港湾福山港においても、県東部の国際物流拠点として、韓国等との国際定期航路が就航している。

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ（世界に開かれた玄関口）としての機能強化を図るため、平成26年度も助成制度を継続し、コンテナ取扱貨物量の増加と定期コンテナ航路の誘致を積極的に推進する。

また、引き続き、国内の荷主企業に対する積極的なポートセールス活動を行い、地元金融機関との連携を活用し、海外に進出している県内の荷主企業に対するセールス活動を展開するとともに、海外の船社を訪問し、定期航路の拡充を呼びかける。このほか、クルージングや大型客船の寄港を促進し、みなとの賑わいを形成する。

イ 事業の概要及び平成26年度の予算額

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容	予算額
振興協会助成事業	広島港振興協会，東部港湾振興協会への助成 (振興協会の事業) ①利用促進事業(ポートセールス，ポートセミナー) ②広報宣伝事業(パンフレットの作成等)	5,200
ポートセールス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス，首都圏ポートセールスの実施	20,317
瀬戸内海クルージング促進事業	・クルージング需要の掘り起こし(ビジター桟橋の利用促進) ・クルージング環境の創出 ・チャーターボートの振興 ・大型客船の誘致・受入体制の充実	21,241

ウ 広島港，福山港の利用状況等

海外定期航路の状況(平成26年4月現在)

港 名	航路名	便 数
広 島 港	韓国航路	週9便
	中国航路	週6便
	台湾・東南アジア航路	週1便
	台湾・マニラ航路	週1便
	北米航路	月1便
福 山 港	韓国航路	週5便
	中国航路	週6便
	台湾・東南アジア航路	週1便

(7) 港湾整備事業造成地等分譲事業

港湾整備事業による造成地等について、それぞれの処分計画に基づき、早期に分譲を進める。

平成 26 年度実施計画

分譲地	用途	面積				分譲率 c/b
		分譲計画 面積 a	竣功済 面積 b	分譲済 面積 c	未分譲 面積 b-c	
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.6ha	1.6ha	1.6ha	—	100.0%
広島港宇品内港地区	商業施設ほか	15.5ha	15.5ha	15.5ha	—	100.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	44.0ha	18.3ha	18.3ha	—	100.0%
広島港五日市地区	企業移転ほか	45.8ha	29.4ha	21.4ha	8.0ha	72.9%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	12.9ha	0.1ha	99.2%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	6.0ha	7.3ha	45.0%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	3.5ha	3.5ha	1.9ha	1.6ha	54.1%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha	—	100.0%
合計		141.6ha	99.5ha	82.5ha	17.0ha	82.9%

※分譲済面積には、事業用定期借地での分譲面積を含む。

2 漁港の概要

(1) 漁港の施設整備及び施設運営

本県の海域は瀬戸内海中西部に位置し、海域面積は小規模ながら屈曲に富む海岸線や大小の島嶼部があることから好漁場に恵まれ、多種多様な漁業が営まれている。

本県の漁業の特徴として県西部の牡蠣養殖、県中部の漁船漁業、県東部の海苔養殖および小型定置網漁業が主力となっている。

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は46漁港が指定されており、そのうち第3種漁港は1漁港のみで、第2種漁港が18漁港、第1種漁港が27漁港と小規模な漁港が多い。

また、平成23年4月には江田島市の第二種漁港4港を、平成26年4月には大竹市の第二種漁港2港を県から市へ管理者変更による権限移譲を行った。これにより、新たな施設整備や地区指定等の移管対象港に係る全ての事務を、市が自らの権限に基づき決定・実施することとなり、利用者の実情や地域の住民ニーズに合ったきめ細かな管理運営や施設整備が可能となり、利用者や住民の利便性の向上が期待される。

区 分	県管理漁港		市町管理 漁港	計	備 考
	県直轄	事務委託			
第三種漁港	1	—	—	1	
第二種漁港	4	8	6	18	権限移譲 ・江田島市4漁港 (H23.4) ・大竹市2漁港 (H26.4)
第一種漁港	—	1	26	27	
合 計	5	9	32	46	

(2) 漁村事業（漁業集落環境施設整備）

漁港区域背後地域の健全な発展のため、生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備、狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

地区名	事業主体	事業期間	計画施設（計画処理人口）
大地蔵	呉市	H3～H16	集落排水施設(1,080人)、集落道、緑地広場他
鹿老渡	呉市	H6～H13	集落排水施設(260人)、集落道他
豊島	呉市	H15～H24	集落排水施設(1,790人)
田原	呉市	H18～(休止中)	集落排水施設(1,430人)
串浜	尾道市	H9～H11	集落排水施設(雨水のみ)
大町	尾道市	H13～H20	集落排水施設(420人)、集落道
寺山・箱崎・内浦	福山市	H6～H17	集落排水施設(2,490人)、集落道、緑地広場他
本浦・浦友	福山市	H6～H22	集落排水施設(800人)、集落道、緑地広場他
横田	福山市	H17～	集落排水施設(2,500人)、集落道、緑地広場他
阿多田	大竹市	H5～H7	集落排水施設(298人)
能地	三原市	H5～H25	集落排水施設(900人)、集落道、緑地広場他
沖浦・明石	大崎上島町	H6～H21	集落排水施設(2,260人)、集落道、緑地広場他

(3) 漁港施設一覧表

ア 県管理漁港

平成26年4月1日現在

漁港名	種類	所在地
草津	第三種	広島市
第三種漁港小計		1
音戸	第二種	呉市
安浦	〃	〃
倉橋	〃	〃
豊島	〃	〃
吉和	〃	尾道市
走平	〃	福山市
横田	〃	〃
箱崎	〃	〃
地御前	〃	廿日市市
塩屋	〃	〃
沖浦	〃	大崎上島町
第二種漁港小計		12
五日市	第一種	広島市
第一種漁港小計		1
合計		14

イ 市町管理漁港

平成26年4月1日現在

漁港名	種類	所在地
阿多田	第二種	大竹市
玖波	〃	〃
畑	〃	江田島市
柿浦	〃	〃
美能	〃	〃
深江	〃	〃
第二種漁港小計		6
大屋	第一種	呉市
情島	〃	〃
大地蔵	〃	〃
田原	〃	〃
長谷	〃	〃
原	〃	〃
吉名	〃	竹原市
長浜	〃	〃
能地	〃	三原市
須波	〃	〃
大町	〃	尾道市
串浜	〃	〃
海老	〃	〃
泊	〃	〃
干汐	〃	〃
立花	〃	〃
西浦	〃	〃
鏡浦	〃	〃
水呑	〃	福山市
田尻	〃	〃
大芝北	〃	東広島市
大芝南	〃	〃
上ノ浜	〃	廿日市市
梅原	〃	〃
丸石	〃	〃
世上	〃	江田島市
第一種漁港小計		26
合計		32

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は、農林水産局にて平成22年度に策定した「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」が目指す、産業として自立できる水産業の確立に向けて、より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。

(5) 平成26年度事業の内容

(単位:千円)

事業名	事業種別	事業主体	施行計画量等	予算額	
漁 港 事 業	公 共	地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	県	音戸漁港外の老朽化した漁港施設の改修工事を行う	345,274
		地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	市町	丸石漁港外の老朽化した漁港施設の改修工事を行う	39,325
		漁業集落環境整備事業	市町	横田地区について事業促進を図る また、沖浦・明石地区で機能保全計画を策定する	90,500
		計			475,099
	単 独	漁港改良事業		公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの 工事を行う	31,796
	維 持	漁港維持修繕費		漁港施設および漁港海岸保全施設の維持修繕等を行 う	84,164
	そ の 他	県管理漁港管理費		県管理漁港の管理・運営に要する経費	11,514
		港湾特別会計繰出金		放置艇対策等に資する一部繰出し	851,388
		五日市漁港多目的利用施設整備事業		五日市漁港フィッシャリーナ整備負担金	140,341
		計			1,003,243
	一般会計合計				1,594,302
	特 別 会 計	五日市漁港利用調整施設運営費		五日市漁港フィッシャリーナの管理・運営に要する費用	85,725
		公債費		漁港施設整備等のために借り入れた県債を償還す るための費用	184,423
		諸支出金		港湾整備事業基金積立金	606,843
特別会計合計				876,991	
合計				2,471,293	

(6) 検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから県内各地の潮位を継続的に観測して、工食用基準面、高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

(H26. 4. 1現在)

検潮所名	所在地	検潮器型式	設置年月
呉港	呉市阿賀南七丁目	フース型DFT-3型	(H22. 3) S26. 2
尾道糸崎港尾道地区	尾道市西御所町	フース型LFT-V型	(H8. 3) S26. 9
〃 糸崎地区	三原市城町三丁目	水晶水圧式	(H19. 10) S26. 4
大竹港	大竹市晴海二丁目	〃	(H6. 2) S25. 4
広島島港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型 1か月巻	(H12. 3) S25. 4
柿浦漁港	江田島市大柿町柿浦	フース型DFT-3型	(H24. 3) S26. 2
倉橋漁港	呉市倉橋町海越	フース型LFT-V型	(H9. 3) S26. 12
竹原港	竹原市竹原町北崎	〃	(H9. 3) S25. 12
御手洗港	呉市豊町久比	〃	(H10. 3) S26. 1
木江港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水圧式	(H11. 3) S30. 1
土生港	尾道市因島田熊東町	フース型LFT-V型	(H10. 3) S25. 12
横田港	福山市内海町曾根	水晶水圧式	(H11. 3) S28. 6
福山港	福山市引野町沖浦	フース型DFT-3型	(H22. 3) S43. 5

注 上段()書は、計器更新年月である。

3 海域の管理

(1) 公有水面埋立免許

海面の埋立ては、公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが、土地利用上の必要性(国土の保全)、環境の保全等を厳正に審査し、調和のとれた免許を行う。

海面における公有水面埋立免許の状況(平成25年度)

港名等	埋立場所	埋立権者	面積(m ²)	用途	免許年月日
小用港	江田島市江田島町小用三丁目	広島県	7,804.51	道路用地 小型船だまり埠頭用地 緑地	H25. 4. 16
小用港	江田島市江田島町小用三丁目	江田島市	5,220.39	水産企業移転用地 水産加工場用地 海岸保全施設用地 道路用地	H25. 4. 16
能地漁港	三原市幸崎能地二丁目	幸陽船渠株式会社	9,804.76	輸送用機械器具製造業用地	H25. 10. 18

(2) 港湾区域、漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとともに、一般海域についても、「広島県の管理に関する条例」及び「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。

第7章 都市



新入江大橋（福山市）

1 都市行政の課題

都市計画法の制定から半世紀近くが経過した現在、都市や地域を取り巻く状況は、大きく変化している。

平成11年4月以降、地方分権一括法の制定や都市計画法の改正、都市計画制度の創設等により、地方の主体性が強化され、地域の実情に応じた多彩な都市づくりを行われるようになった。

一方で、2050年には日本の人口が1億人を割り込むことが予想され、人口の地域的偏在の加速や人口減少による生産・消費の縮小が危ぶまれるといった少子高齢化問題や、高度成長期以降に集中整備したインフラの老朽化問題などがますます深刻化している。

こうした中、本県は、まちづくりの主体である市町とともに、商業・医療・福祉・教育等を中心とする街なかの機能の再整備や、街なかと周辺部との交通ネットワーク化などコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、個性的で魅力ある都市づくりを進める。

2 都市行政の基本方針

(1) 都市の将来像を実現するための適切な都市計画の策定

県が一市町を超える広域の見地から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（いわゆる都市計画区域マスタープラン）と、市町が地域に密着した見地から定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる市町マスタープラン）が規定されている。

【平成24年度より、以下①②③は地域政策局都市圏魅力づくり推進課へ移管】

① 都市計画区域マスタープランの策定

安定・成熟した都市型社会の到来に対応し、地域の自主性を尊重した制度への再構築が行われ、全ての都市計画区域でマスタープランを策定することとなった。

これを受けて、平成14年3月に策定した「広島県都市計画制度運用方針」に基づき、広域的な観点から、拠点化と連携を図った都市の将来像とその実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランを、平成16年5月、県内の27都市計画区域において策定した。

また、近年の市町村合併後の動向や社会情勢の変化を踏まえ、廃止した1区域を除く26区域について、平成32年を目標年次とした新たな都市計画区域マスタープランの策定を平成23年度に行ったところであり、今後は広島県の都市づくりの目標に基づき集約型都市構造の実現を目指していく。（都市計画区域の統合に伴い、都市計画区域マスタープランの策定数は、平成26年3月末現在は22となっている。）

② 市町策定の都市計画マスタープランに対する助言等

市町マスタープランは、市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即して定めるものである。

市町村合併による再編後の市町が、住民の理解と参加のもと、主体的なまちづくりを推進するための新市町マスタープランの策定にあたり、適切な助言等を行う。

③ 市町策定の緑の基本計画に対する助言等

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町が緑の基本計画を策定する。

市町マスタープランと同様、今後、適切な助言等を行う。

④ 区域区分、地域地区等の都市計画

地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりの推進に向け、適切な区域区分を定めるとともに、地域地区等都市計画制度を活用し、きめ細かでメリハリのある土地利用の規制・誘導を図る。

(2) 都市機能の充実強化

① 持続可能な都市の構築

都市化社会から都市型社会への移行に伴い、既存都市基盤等のストックの維持・活用などによる持続可能な都市づくりを行う必要がある。

ア 中心市街地の活性化

住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図る「立地適正化計画」を作成し、必要な都市機能の集約化や居住に関連する施設の誘導により、地域の核となるエリアを形成し、コンパクトなまちづくりを推進する。

イ 都市の防災化等

老朽化した木造建築物が密集し、防災上危険な密集市街地等について、都市計画制度の活用などについて助言等を行うとともに、建築物の耐震化等について普及啓発等を行い、居住環境の改善、防災機能の向上を図る。

ウ 被災宅地危険度判定制度の推進

大規模な地震や豪雨により被災した宅地の二次災害の可能性の判定及び住民の安全の確保を図るため、「被災宅地危険度判定制度」を推進する。

② 魅力あるまちづくりの推進

ア 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

都市再生整備計画事業は、市町の自主性・裁量性が最大限発揮でき、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりが可能となる制度である。

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを実施し、住民生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、都市再生整備計画による事業を促進する。

また、地方都市の既成市街地においては、必要な都市機能を誘導する「立地適正化計画」に基づき、既存ストックの有効利用を図りつつ、将来にわたって持続可能な都市とするために必要な都市機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）の整備・維持を支援し、地域の中心拠点の形成を図る。

イ 社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

良好な住宅及び宅地を供給するため、公的機関及び民間による住宅宅地事業に関連して整備が必要となる道路・公園・下水道等公共施設の総合的な整備を図る。

ウ 農住組合事業

市街化区域内の農地において、「農と住の調和したまちづくり」を推進する。

エ 都市景観

各都市における地域固有の歴史や文化と調和した質の高い都市空間の創出を図るため、啓発活動などを推進するとともに、景観法施行に伴い、各都市・地域における良好な景観の形成に向けた取り組みについて助言等を行う。

さらに、魅力あるまちなみづくりに取り組む市町を支援することで、魅力ある景観等、デザイン性のある都市空間の形成を推進し、本県における集客・交流の促進など地域の賑わいの創出を図る。（魅力ある「まちなみづくり」支援事業）

また、魅力ある地域環境の創出を図るため、魅力ある公共建築物の創造・発信や、建築に関する優れた人材の育成などを積極的に推進する。（魅力ある建築物の創造事業）

オ 空き家対策

人口減少・高齢化に伴い全国的に空き家は一貫して増加しており、本県においても、適切な管理が行われていない空き家が社会問題化している。

適切に管理されていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、「広島県空き家対策推進協議会」を設立し、県、市町及び関係団体による密接な連携のもと、空き家問題について全県的に取り組む。

(3) 交流及び連携機能の強化

都市活動や生活圏の広域化に伴い、都市間の交流・連携機能の強化を図るため、広島・備後都市圏等の内外に向けた交通機能の強化、適正な都市機能分担、環境問題への対応などを踏まえた施策を展開する。

① 都市交通施策の推進

都市圏内外の連携・交流を支援するための交通ネットワークを構築するとともに、効率的な交通体系の形成や都市交通の円滑化を図るため、都市交通計画の策定、更新やTDM（交通需要マネジメント）施策を推進する。

ア 都市交通円滑化の推進

都市圏における交通渋滞対策とともに、交通に起因する環境負荷の低減を図るため、公共交通機関等を有効活用したパーク＆ライド、ノーマイカー運動などの交通円滑化施策に取り組む。

	名 称	関係市町
都 市 交 通 円 滑 化 推 進 計 画	広島都市圏交通円滑化総合計画	広島市，廿日市市，大竹市など
	福山都市圏交通円滑化総合計画	福山市，府中市，尾道市など
	呉都市圏交通円滑化総合計画	呉市，熊野町，坂町など

3 都市計画の概要

(1) 都市計画区域指定状況

一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を、都市計画区域として定めており、平成26年3月末現在では、22都市計画区域（20市町）を指定している。

このうち、区域区分を定めている都市計画区域は、広島圏，備後圏，東広島の3都市計画区域（9市4町）である。

現在の指定状況は、都市計画区域指定一覧表及び都市計画区域指定図のとおりである。

市町村合併に伴い、一つの行政区域内に複数の都市計画区域が存在する区域においては、新市の意向を踏まえながら、一体の都市として必要な範囲を検証しながら、都市計画区域の統合・再編等の見直しを行っているところであり、平成24年度は東広島及び黒瀬都市計画区域を東広島都市計画区域に、川尻及び安浦都市計画区域を川尻安浦都市計画区域に、江田島及び大柿都市計画区域を江田島都市計画区域に、平成25年度は因島及び瀬戸田都市計画区域を因島瀬戸田都市計画区域に各々統合した。

(2) 都市計画決定状況

都市計画には、区域区分，地域地区，都市施設，市街地開発事業等を定めることとしている。

これらの都市計画は、都市計画審議会の調査審議を経て都市計画決定を行っている。

現在の決定状況は、都市計画決定状況一覧表のとおりである。

都市計画区域指定・準都市計画区域指定一覧表

都市計画区域

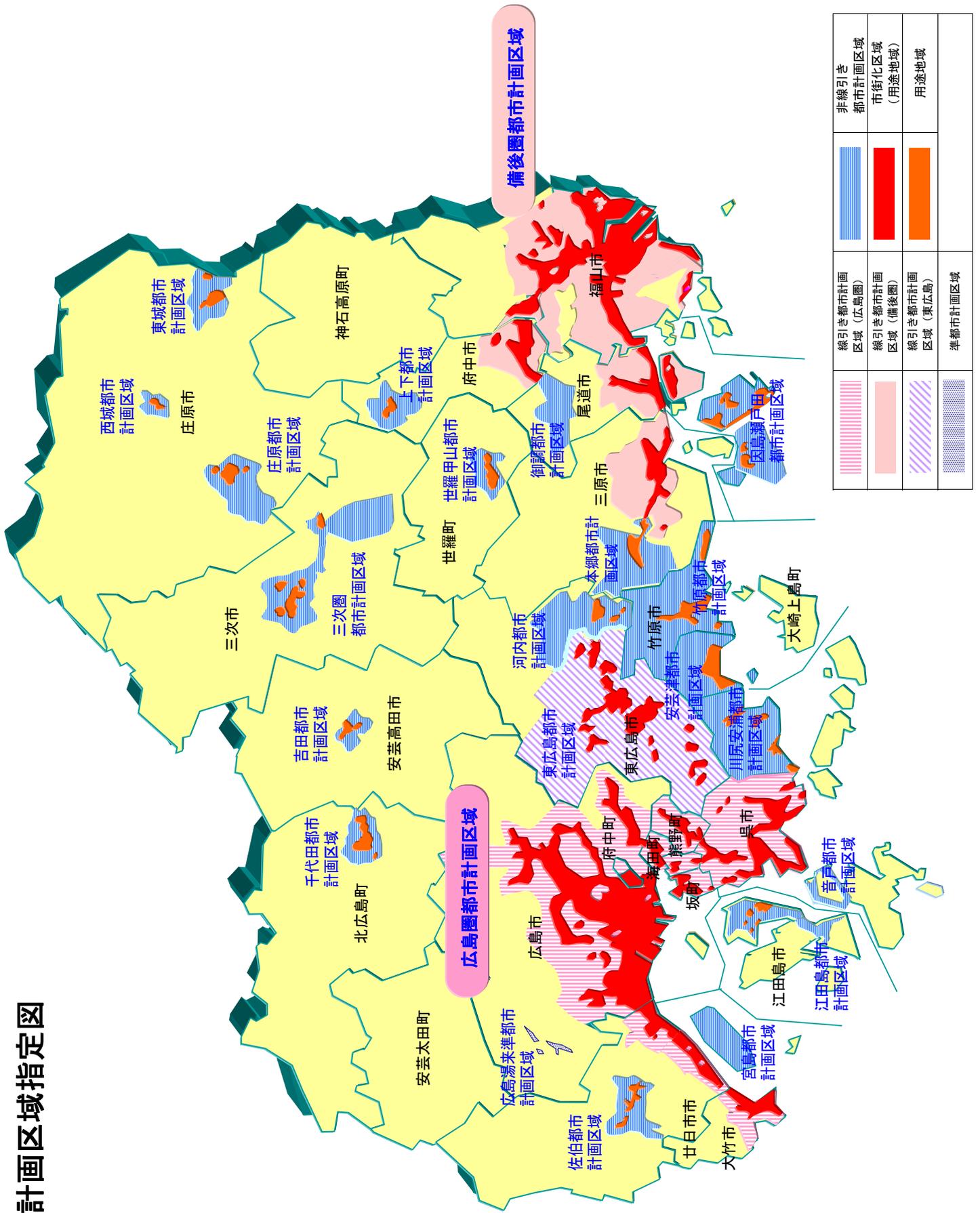
(H26. 3. 31 現在)

都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口(H17国調)	都市計画区域面積(ha)	適 要	
線引き都市	広島圏	大竹市	S12.11.1	H16.5.31	28,863	2,298	大竹市の一部
		廿日市市	S15.8.22	H16.5.31	100,011	4,753	廿日市市の一部
		広島市	T12.7.1	H16.5.31	1,106,090	39,929	広島市の一部
		府中町	S14.8.16	H16.5.31	50,732	1,045	府中町の全域
		海田町	S17.11.26	H16.5.31	29,137	1,381	海田町の全域
		熊野町	S40.10.18	H16.5.31	25,103	3,362	熊野町の全域
		坂町	S17.11.26	H16.5.31	12,399	1,567	坂町の全域
		呉市	T12.7.1	H16.5.31	199,251	14,622	呉市の一部
	計	4市4町		1,551,586	68,957		
	備後圏	三原市	S9.3.13	H24.4.5	61,728	8,820	三原市の一部
		尾道市	S2.4.1	H24.4.5	97,604	7,387	尾道市の一部
		福山市	S3.9.10	H24.4.5	436,886	33,577	福山市の一部
		府中市	S9.3.13	H24.4.5	35,373	3,561	府中市の一部
		計	4市		631,591	53,345	
東広島	東広島市	S10.2.27	H25.2.4	158,984	35,229	東広島市及び旧黒瀬町の一部	
計	9市4町		2,342,161	163,915			
非線引き都市	竹原	竹原市	S9.1.17	S61.9.18	30,657	11,830	竹原市の全域
	三次圏	三次市	S9.2.3	H9.10.2	34,729	9,079	三次市の一部
	庄原	庄原市	S13.6.10	S62.8.31	13,396	4,431	庄原市の一部
	因島瀬戸田	尾道市	S13.9.12	H26.3.24	35,739	7,252	旧因島市の全域及び旧瀬戸田町の全域
	宮島	廿日市市	S10.11.15	S10.11.15	1,944	3,039	旧宮島町の全域
	東城	庄原市	S13.5.10	S13.5.10	4,885	2,768	旧東城町の一部
	安芸津	東広島市	S18.5.13	S18.5.13	11,747	6,508	旧安芸津町の全域
	川尻安浦	呉市	S20.4.18	H25.3.28	22,070	7,979	旧川尻町の一部及び旧安浦町の全域
	江田島	江田島市	S31.6.6	H25.1.28	19,835	3,746	旧江田島町の一部及び大柿町の一部
	上下	府中市	S31.6.6	S62.8.31	2,429	703	旧上下町の一部
	西城	庄原市	S32.2.28	S32.2.28	1,679	414	旧西城町の一部
	千代田	北広島町	S49.5.10	H8.4.1	6,707	2,839	旧千代田町の一部
	吉田	安芸高田市	S55.11.21	S55.11.21	5,803	1,253	旧吉田町の一部
	本郷	三原市	S61.12.15	S61.12.15	10,527	5,653	旧本郷町の一部
	河内	東広島市	S61.12.15	S61.12.15	5,696	5,397	旧河内町の一部
	世羅甲山	世羅町	H2.2.13	H2.2.13	6,007	1,466	世羅町の一部
	佐伯	廿日市市	H2.11.29	H11.9.30	9,795	3,887	旧佐伯町の一部
	音戸	呉市	H5.9.30	H5.9.30	13,895	1,246	旧音戸町の一部
御調	尾道市	H7.12.25	H7.12.25	6,096	2,278	旧御調町の一部	
計	12市2町			289,109	90,646		
合計	14市6町			2,631,270	254,561		

準都市計画区域

準都市計画区域名	都市名	当初区域指定年月日	最終区域指定年月日	都市計画区域内人口(H17国調)	準都市計画区域面積(ha)	適 要
広島湯来	広島市	H23.5.16		5,472	460	旧湯来町の一部

都市計画区域指定図



4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」(昭和24年法律第189号)、「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して、良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害の防止に努めている。

昭和54年度から屋外広告物に関する事務を市町(村)長に委任し、市町長が無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また、屋外広告業者に対しては、講習会の開催及び屋外広告業の登録により、屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに、業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物に対する平成25年度の許可件数は、4,237件である。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれているなかで、都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づき都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。

5 宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ、良好な都市環境の形成を図るため、開発許可制度及び「宅地造成等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）の許可制度の適正な運用を行う。

(1) 開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発、一定目的以外の開発行為等を行う場合、あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また、この制度は、昭和 49 年の「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）の一部改正により、一定規模以上の開発行為については、区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり、平成 12 年の一部改正により、都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市、特例市である呉市（平成 12 年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成 17 年度より）、東広島市（平成 18 年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成 20 年度より）においては、それぞれの市の区域における開発許可事務は、それぞれの市において処理している。（※竹原市は 1 ha 未満の事務のみが移譲の対象）

(2) 宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので、この区域内において行う宅地造成（一定の切土、盛土又は面積以上のものに限る。）については、災害防止のためあらかじめ許可を受けることが必要となっている。宅地造成工事規制区域の指定状況は下表のとおりで、広島県の総面積の 27.8%にあたる。

政令指定都市である広島市、中核市である福山市及び特例市である呉市（平成 12 年度に移行。）及び権限移譲のあった三次市（平成 17 年度より）、東広島市（平成 18 年度より）、三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成 20 年度より）においては、それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。（※竹原市は 1 ha 未満の事務のみが移譲の対象）

宅地造成工事規制区域一覧（平成 26 年 3 月 31 日現在）

管轄市又は 管轄建設事務所	市町名	(a)規制法適用区域面 (km ²)	(b)市町面積 (km ²)	(a)/(b) (%)
広島市	広島市	591.26	905.41	65.3
福山市	福山市	310.89	518.14	60.0
呉市	呉市	220.82	353.85	62.4
三原市	三原市	249.68	471.19	53.0
尾道市	尾道市	144.01	284.85	50.6
三次市	三次市	67.38	778.19	8.7
東広島市	東広島市	392.40	635.32	61.8
廿日市市	廿日市市	109.23	489.36	22.3
西部	竹原市	106.66	118.30	90.2
	大竹市	14.10	78.57	17.9
	江田島市	50.43	100.98	49.9
	府中町	7.81	10.45	74.7
	海田町	9.99	13.81	72.3
	熊野町	30.88	33.62	91.9
	坂町	13.13	15.67	83.8
	小計	233.00	371.40	62.7
東部	府中市	37.07	195.71	18.9
	小計	37.07	195.71	18.9
合	計	2,355.74	5,003.42	47.1

② 都市計画法第43条の規定による建築許可状況

(H26.3.31現在)

管轄建設事務所	年度 区分	21		22		23		24		25	
		許可件数	許可面積 (㎡)								
	市町名										
西部	大竹市			1	218						
	府中町										
	海田町										
	熊野町	5	2,140	5	8,374	3	875	5	2,010	4	861
	坂町										
	小計	5	2,140	6	8,592	3	875	5	2,010	4	861
東部	府中市			3	3,268	2	395	1	431	3	1,168
	小計	0	0	3	3,268	2	395	1	431	3	1,168
合計		5	2,140	9	11,860	5	1,270	6	2,441	7	2,029
協議											

③ 宅地造成に関する工事の許可状況

(H26.3.31現在)

管轄建設事務所	年度 区分	21		22		23		24		25	
		許可件数	許可面積 (ha)								
	市町名										
西部	竹原市										
	大竹市					1	0.1				
	江田島市					1	0.1				
	府中町	2	0.1	2	0.1			2	1.7	1	1.7
	海田町	1	0.6					6	7.7	1	0.9
	熊野町					1	0.2	1	1.0	1	1.0
	坂町					1		1		2	1.5
	小計	3	0.7	2	0.1	4	0.4	10	10.4	5	5.1
東部	府中市	2	0.1	1	0.1	1					
	小計	2	0.1	1	0.1	1				0	0.0
合計		5	0.8	3	0.2	5	0.4	10	10.4	5	5.1
協議											

(注)・竹原市については、県許可分(1ha以上のもの)のみを計上した。

・既申請に係る再申請分は計上しない。

6 街路事業

(1) 街路事業の概要

本県の都市計画道路は、広島市において、昭和3年に29路線を定め、昭和5年から街路事業に着手したのが最初で、その後、尾道市をはじめ呉市、福山市、その他の市町においても逐次計画決定され、平成25年3月31日現在では、13市6町において、総延長約1,491kmが都市計画決定されている。

本県では、「広域的な交流・連携基盤の強化」、「集客・交流機能の強化とブランド力向上」、「防災・減災対策の充実・強化」、「持続可能なまちづくり」を推進するため、広島県道路整備計画2011に基づき、整備の重点化を図り、都市の骨格となる幹線街路、地域住民の日常生活の利便に関連する街路、住宅地開発に関連する街路の整備を促進している。

また、鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため、鉄道の高架化を促進することとし、昭和54年度に着手した三原駅周辺におけるJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成5年度に完了させ、平成5年度からは広島市東部地区（広島市南区・安芸区、府中町、海田町）においてJR山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手している。（現在、共同事業者である広島市と連携して、公共事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しの検討を行っている。）

また、バリアフリーに対応した交通結節点や駅周辺の駐輪場を整備し、公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

都市計画道路等の整備状況 (H25.3.31現在) (単位：km, %)

区分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合計
計画決定	208.49	1,218.77	28.67	34.61	1,490.54
改良済延長	79.89	778.32	20.68	33.86	912.76
改良率	38.32	63.86	72.13	97.83	61.24

(2) 主な事業の概要

① 街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
長江線	尾道市栗原町～長江3丁目	780m	12m	約60億円
神辺水呑線（I期）	福山市東手城町～曙町	1,240m	25～69m	約110億円

② 連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却	事業期間	総事業費
広島市東部地区	広島県市	山陽本線 4.6km 呉線 1.7km	16ヶ所 4ヶ所	平成5年度 ～平成34年度	約960億円 (内県分約606億円)

(3) 平成 26 年度事業の内容

① 県事業（補助）

(単位：千円，%)

区分 工種	平成 25 年度当初		平成 26 年度当初		〔参考〕 平成 25 年度 2 月補正	平成 26 年度 合計 (当初+2 月補正)	事業費 比較	説 明
	箇所	事業費	箇所	事業費				
改 良	11	2,747,000	13	2,059,000	220,000	2,279,000	83.0	長江線, 神辺水呑線ほか
立 体	1	80,000	1	510,000	0	510,000	637.5	佐方線
橋 梁	0	0	0	0	0	0	—	
鉄道高架	1	103,000	1	103,000	0	103,000	100.0	広島市東部地区 連続立体交差事業
計	12	2,930,000	15	2,672,000	220,000	2,892,000	98.7	

② 市町関係（政令市域を除く。）

(単位：千円，%)

区分 工種	平成 25 年度当初		平成 26 年度当初		〔参考〕 平成 25 年度 2 月補正	平成 26 年度 合計 (当初+2 月補正)	事業費 比較	説 明
	箇所	事業費	箇所	事業費				
改 良	15	1,962,740	18	2,341,095	108,700	2,449,795	124.8	横路 4 丁目白石線, 西条駅南北線(自由 通路)ほか
立 体	1	95,400	1	55,800	130,000	185,800	194.8	円一皆実線
橋 梁	0	0	0	0	0	0	0.0	
計	16	2,058,140	19	2,396,895	238,700	2,635,595	128.1	

7 市街地開発事業等

(1) 市街地開発事業計画の概要

① 土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は、都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え、減歩によって生み出した用地により道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地利用の増進を図るものである。

現在の都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H26.3.31 現在)

都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定	
		決定地域数	面積 ha			決定地域数	面積 ha			決定地域数	面積 ha
広島圏	大竹市	—	—	備後圏	三原市	3	131.2	東広島市	東広島市	5	201.0
〃	廿日市市	4	72.9	〃	尾道市	4	130.9	竹原市	竹原市	1	30.4
〃	広島市中区	14	1,507.7	〃	福山市	33	2,082.4	安芸市	安芸市	1	17.1
〃	府中町	3	66.0	〃	府中市	2	129.3	庄原市	庄原市	1	2.2
〃	海田町	1	2.0					三原市	三原市	1	47.8
〃	熊野町	—	—					三次市	三次市	2	16.0
〃	坂町	—	—								
〃	呉市	5	349.3								
小計 1,997.9ha				小計 2,473.8ha				小計 314.5ha			
合計 4,786.2ha											

② 市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図る地区内で、公共施設の整備とともに、用途、容積、防災、美観を考慮した市街地をつくり、都市機能の更新を図るものである。

この事業は、市街地建築物に、従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ、この建築物（再開発ビル）の余裕部分（保留床）に広域都市計画から所要される業務、商業等の機能を収容しつつ公共用地を生み出してゆくものである。

現在実施中の事業について、都市計画決定状況は、次表のとおりである。

(H26.3.31 現在)

都市計画区域名	都市名	区分	名称	施主体	施行面積	建築面積	建ぺい率の制限	容積率の制限	建築物の高さの制限	主要用途	決定年月日
広島圏	広島市	第一種	広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.4	0.84	9/10	110/10	—	店舗、住宅、事務所、駐車場、駐輪場	S63.9.16 決定 H20.3.26 変更
	広島市	第一種	広島駅南口Cブロック第一種市街地再開発事業	組合	1.9	0.97	9/10	80/10	180m	店舗、住宅、駐車場	H23.4.12 決定

(2) 市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進している。

① 土地区画整理事業

現在、土地区画整理事業については、11箇所 261.2ha（広島市を除く。）が施行中であり、平成26年度の補助事業（県所管分）は、次表のとおりである。公共団体施行で9箇所 159.7haを施行する。

補助事業一覧

(H26.5 現在) (単位：千円)

都市名	施行地区	面積 (ha)	採択 年度	社会資本整備総合交付金	
				基本額	26年度当初予算
竹原市	新開	30.3	元	1,876,000	49,440
海田町	海田市駅南口	2.0	4	794,000	85,440
廿日市市	廿日市駅北	16.3	11	6,575,395	55,300
府中町	向洋駅周辺	12.2	11	13,466,500	290,250
三原市	東本通	47.8	10	5,348,000	187,582
三次市	みらさか	10.7	12	845,000	41,490
福山市	川南	27.4	15	2,155,000	0
東広島市	寺家地区	10.8	21	795,000	14,240
庄原市	庄原駅周辺地区	2.2	21	957,000	125,305
合計		159.7		32,811,895	849,047

※広島市を除く。

② 市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国、県及び市町が助成している。

現在、実施中の補助事業は、次表のとおりである。

補助事業一覧

(H26. 3. 31 現在)

都市名	地区名	面積 (ha)	施行者	事業年度	総事業費 (百万円)	県補助金 (百万円)	施設建築物の概要
広島市	広島駅南口 Bブロック	1.39	組合	3～28 (予定)	35,337 (予定)	1,607 (予定)	西棟 地上52階 地下2階 東棟 地上10階 地下1階
〃	広島駅南口 Cブロック	1.90	組合	23～28 (予定)	29,994 (予定)	1,496 (予定)	住宅棟 地上46階 地下1階 商業棟 地上11階 地下1階

8 公園事業

(1) 公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は、平成24年度末において一人当たりの面積は11.3㎡となっており、全国平均の10.0㎡は上回っているものの、国が21世紀初頭の長期目標としている20㎡には及ばない状況であるとともに、都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は、県民に対し安らぎや憩いの場、レクリエーション活動の場を提供するとともに、都市環境の保全、大地震火災時における避難地や延焼防止機能など、多くの役割を有する重要な施設であるため、こうした機能を総合的に発揮できるよう、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また、県民のレクリエーション活動の広域化、多様化傾向に対応するため、広域公園を配置し、健全な野外レクリエーション活動を促進する。

【県立公園（土木局所管）の概要】

ア 備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け、文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており、カルチャーセンター、子どもの広場、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、芝生広場、温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。

イ 備後圏における都市公園の水準を引き上げ、広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに、スポーツの振興を図るため、「びんご運動公園」を整備しており、陸上競技場、球技場、テニスコート、野球場等を設置して、備後圏及び周辺地域の利用に供している。

ウ 世羅高原の持つ魅力ある風土の下で、「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに、地域交流や自然とのふれあいを通じ、心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており、交流広場、のんびり高原、レクリエーション広場、ミニチュアガーデン等の第Ⅰ期整備区域を県民の利用に供している。また、平成20年4月12日に自然の生態を学習することができる自然観察園を、平成23年4月1日に散策道を追加開園している。

(金額単位：百万円)

公園名	所在地	面積(ha)	総事業費	事業年度
びんご運動公園	尾道市	87.6	約21,912	S58年度 ～H14年度
みよし公園	三次市	52.8	約10,683	S55年度 ～H12年度
せら県民公園	世羅町	63.3	約3,593*	H14年度～

(*せら県民公園総事業費は、第Ⅰ期区域+自然観察園)

(2) 事業の実施状況

① 主な事業の内容

- ・ 避難地、防災拠点等となる都市公園等の整備
- ・ 地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和、自然再生等に資する公園緑地の保全、創出
- ・ 施設の老朽化対策（長寿命化計画策定、計画的な改築・更新）、バリアフリー化対策等

② 都市公園のアセットマネジメント

土木局所管の都市公園では、平成22年度にびんご運動公園、平成23年度にみよし公園及びせら県民公園の長寿命化計画を策定している。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

③平成24年度末都市公園等整備現況調査結果(市町別)

都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指す

平成25.3.31現在

	住区基幹公園		都市基幹公園		大規模公園		特殊公園		国営公園		その他		都市公園等合計		都市計画 区域人口 等(千人)	一人当たり 公園等面積 (㎡/人)						
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		公園									
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)								
合計	26.15	390.73	106	210.84	26	136.14	28	429.74	20	284.44	5	291.15	29	659.55	1	338.80	154	193.81	2984	2934.20	2601	11.28
広島市	944	155.52	45	97.61	11	49.53	8	179.80	5	94.02	2	125.45	11	96.59			61	77.50	1087	876.02	1138	7.70
呉市	304	33.18	10	13.02	5	28.17	3	31.73	2	22.84			6	78.55			1	5.78	331	213.27	226	9.44
竹原市	11	2.37	2	2.30			2	50.40									3	14.43	15	55.07	29	18.99
三原市	84	16.16	2	6.30			1	17.50	1	17.50							7	2.87	90	54.39	74	7.35
尾道市	66	11.88	3	4.75			1	3.19	3	19.33	1	87.60					51	67.88	81	129.62	133	9.75
福山市	563	87.30	17	30.55	3	18.35	5	39.72	2	24.10			7	41.15			2	0.73	648	309.05	441	7.01
府中市	36	6.99	4	6.57			1	3.80	1	9.80			2	18.66			1	338.80	46	46.55	37	12.58
三次市	9	3.45	2	3.09	1	6.62	1	6.16	1	22.40	1	50.90					1	1.46	15	92.62	35	26.46
庄原市	2	0.40	1	1.18			1	24.41	1	11.22							6	0.78	6	376.01	19	197.90
大竹市	54	5.12	1	2.29	1	7.32	1	12.76	1	18.61			2	422.61			18	7.89	58	28.95	27	10.72
東広島市	275	28.83	8	17.53			3	47.70	1	24.47			1				1	3.00	293	113.45	172	6.60
廿日市市	199	28.65	8	22.05	1	6.17			1	11.65							1	9.50	229	511.84	114	44.90
安芸高田市	6	1.01	2	2.30			1	4.60	1	8.50			1	0.99			1	1.47	12	20.40	17	12.00
江田島市	10	2.16			1	5.62	1	16.27									1	0.52	12	24.05	52	4.63
府中市	21	3.26			1	13.80	1	13.80									1	1.47	22	17.06	29	5.88
海田町	6	0.75			1	3.95											1	0.52	8	6.17	25	2.47
熊野町	25	3.70	1	1.30	1	5.81			1	11.65							1	9.50	28	11.33	13	8.72
坂町																			2	21.15	8	26.44
北広島町																			1	27.20	6	45.33
世羅町																			1			

※特殊公園は風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園の合計
 ※その他は緑衛緑地、都市緑地、広場公園、緑道、カントリーパークの合計
 ※表示数値以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

④年度別補助事業費内訳表

	平成25年度		平成26年度		前年度比	平成26年度 主な事業概要
	箇所	国費(千円)	箇所	国費(千円)		
呉市					-	
竹原市	4,000				-	
三原市	65,415	94,500	1,44	東本通地区公園整備、公園施設の改築更新等		
尾道市	18,000	35,000	1,94	公園施設の改築更新		
福山市	2,000	25,000	1,01	みよし運動公園整備		
府中市	24,800					
三次市	5,500					
庄原市	3,000					
大竹市	150,000	167,000	1,11	龍玉山総合公園整備、東広島運動公園整備		
東広島市						
廿日市市	15,000	1,700	0,11	海田総合公園整備		
海田町	120,000					
北広島町						
小計	407,715	323,200	0,79			
広島県	50,000	50,000	1,00	みよし公園アリーナ大規模更新工事		
合計	457,715	373,200	0,82			

※平成25年度国費、平成26年度国費はともに当初内示額

※広島市は除く

9 下水道事業

(1) 下水道事業の概要

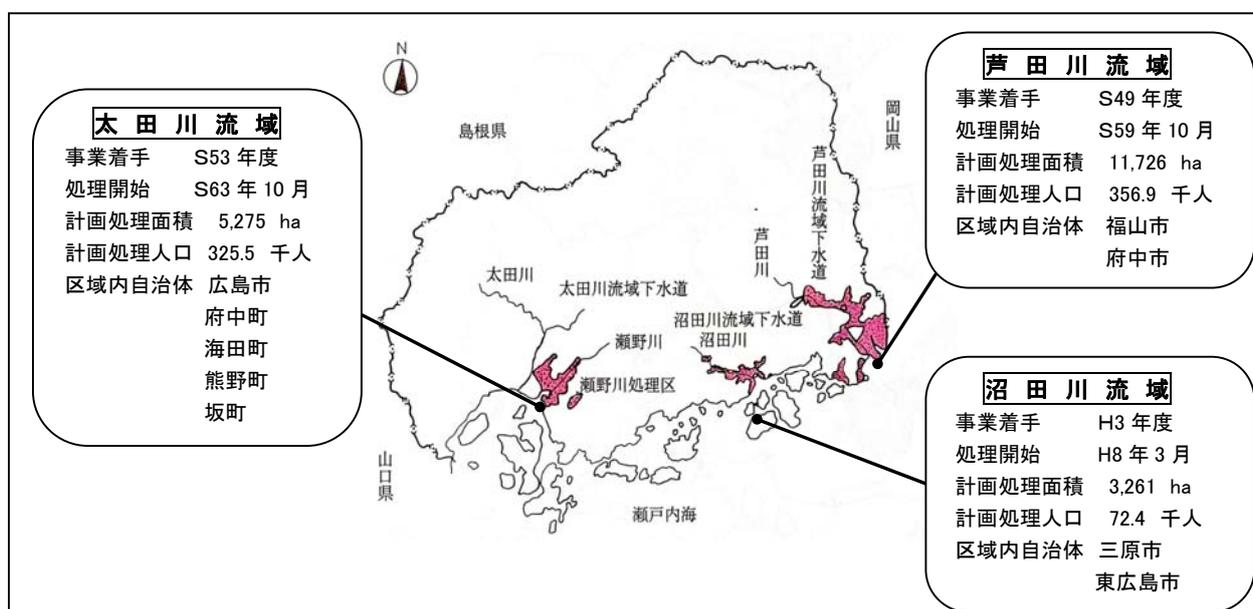
広島県内23市町のうち公共下水道を実施しているのは、22市町であり、平成24年度末の県内の下水道普及率は、70.5%である。また、農業・漁業集落排水や合併浄化槽等による汚水処理に係る分を含めた汚水処理人口普及率は、84.4%である。

(2) 流域下水道事業の概要

① 流域下水道

流域下水道は、主として市町村が管理する関連公共下水道により排除される下水を受けて、これを排除及び処理するために都道府県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものである。

本県には、太田川流域下水道、芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の3件がある。



② 流域下水道の整備状況

(平成26年3月31日現在)

区分 流域 下水道名 (処理区名)	全体計画			整備状況				
	管渠	処理場		管渠	処理場			
		処理能力	面積		使用開始	処理能力	取得用地	処理施設
太田川 (瀬野川処理区)	km 28.4	m ³ /日 208,090	ha 30.7	km 28.4	S63.10.1	m ³ /日 148,380	ha 30.7	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設
芦田川 (芦田川処理区)	39.6	205,700	28.6	39.6	S59.10.1	179,200	28.6	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設 汚泥焼却施設
沼田川 (沼田川処理区)	43.2	45,730	6.6	43.2	H8.3.25	23,800	6.6	管理本館 水処理施設 汚泥処理施設

ア 太田川流域下水道事業（瀬野川処理区）の概要

昭和56年度から幹線管渠の建設工事に、昭和59年度から終末処理場（東部浄化センター）の建設工事に着手し、昭和63年度に一部供用開始（24,600m³/日）した。

現在148,380m³/日で供用している。

(ア) 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m ³ /日)
瀬野川処理区	広島市	3,077.6	209.2	138,570
	府中町	646.0	50.4	30,820
	海田町	612.0	29.5	18,870
	熊野町	580.2	22.8	10,320
	坂町	358.8	13.6	9,510
計		5,274.6	325.5	208,090

(イ) 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m ³ /日)	計画処理人口 (人)
瀬野川処理区	東部浄化センター	分流式	標準活性汚泥法 (凝集剤併用型循環式硝化脱窒法) + 急速砂ろ過	30.7	208,090	325,460

(ウ) 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
瀬野川処理区	安芸幹線	⊙1,350~□2,600	6,620
	瀬野川幹線	⊙1,350~⊙1,800	9,330
	坂幹線	⊙700~⊙1,350	4,440
	熊野幹線	⊙450~□1,800	8,030
計			28,420

□…馬蹄断面

⊙…円形断面

(エ) 平成26年度事業費

(単位：百万円)

区分		全体計画	平成25年度まで	平成26年度(計画)
総事業費		140,199	113,453	521
内訳	国庫補助事業	130,385	107,024	484
	単独県費事業	9,814	6,429	36

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

イ 芦田川流域下水道事業の概要

昭和51年度から幹線管渠の建設工事に、昭和53年度から終末処理場（芦田川浄化センター）の建設工事に着手し、昭和59年度に一部供用開始（33,600m³/日）した。

現在179,200m³/日で供用している。

(7) 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m ³ /日)
芦田川処理区	福山市	10,542.7	333.8	192,010
	府中市	1,182.8	23.1	13,630
計		11,725.5	356.9	205,640

(イ) 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m ³ /日)	計画処理人口 (人)
芦田川処理区	芦田川浄化センター	分流式	標準活性汚泥法 +急速砂ろ過	28.6	205,640	356,850

(ウ) 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
芦田川処理区	芦田川幹線	⊙1,350~⊙3,250	25,270
	沼隈幹線	⊙540~⊙1,350	14,320
計			39,590

⊙…円形断面

(エ) 平成26年度事業費

(単位：百万円)

区分		全体計画	平成25年度まで	平成26年度(計画)
総事業費		110,375	104,113	1,357
内訳	国庫補助事業	102,649	98,671	1,262
	単独県費事業	7,726	5,442	95

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

ウ 沼田川流域下水道事業の概要

平成3年度より幹線管渠の建設工事に、平成4年度より処理場の建設工事に着手し、平成7年度に一部供用開始（11,900m³/日）した。

現在23,800m³/日で供用している。

(7) 市町別計画処理区域面積・計画処理人口及び計画処理水量の内訳

処理区名	市町名	計画処理区域面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画処理水量 日最大 (m ³ /日)
沼田川処理区	三原市	2,758.7	65.6	42,120
	東広島市	502.1	6.8	3,610
計		3,260.8	72.4	45,730

(イ) 処理施設

処理区名	終末処理場名	排除方式	処理方法	敷地面積 (ha)	処理能力	
					計画処理水量 日最大 (m ³ /日)	計画処理人口 (人)
沼田川処理区	沼田川浄化センター	分流式	標準活性汚泥法	6.6	45,730	72,360

(ウ) 幹線管渠

処理区名	幹線名	管渠径 (mm)	延長 (m)
沼田川処理区	沼田川幹線	⊙ 150~⊙1700	34,030
	西野川幹線	⊙ 900~⊙1350	2,440
	空港幹線	⊙ 200~⊙250	6,760
計			43,230

⊙・・・円形断面

(エ) 平成26年度事業費

(単位：百万円)

区分		全体計画	平成25年度まで	平成26年度(計画)
総事業費		48,500	32,696	453
内訳	国庫補助事業	45,105	30,365	421
	単独県費事業	3,395	2,331	32

※ 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(3) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む。）

公共下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し、又は処理するための下水道で、終末処理場を有するものと、流域下水道に接続するものがある。

現在、下水道計画を有さない神石高原町を除く全ての市町（14市8町）において、公共下水道事業を実施している。

公共下水道の整備状況

（平成25年3月31日現在）

供用開始済 市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %	供用開始済 市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率 (A/B) %
広島市	1,106.8	1,182.4	93.6	安芸高田市	10.0	31.4	31.9
呉市	204.7	239.8	85.4	江田島市	14.3	26.0	55.2
竹原市	3.7	28.5	12.9	府中町	45.0	51.5	87.4
三原市	38.0	99.9	38.1	海田町	26.9	28.8	93.5
尾道市	15.5	145.9	10.6	熊野町	22.3	25.0	89.3
福山市	321.3	472.1	68.1	坂町	13.3	13.4	98.9
府中市	12.7	42.6	29.7	安芸太田町	2.9	7.2	40.1
三次市	21.3	56.5	37.7	北広島町	8.2	19.8	41.6
庄原市	13.5	39.3	34.4	大崎上島町	2.9	8.2	34.8
大竹市	26.7	28.4	93.7	世羅町	0.9	17.8	4.8
東広島市	69.1	182.9	37.8	神石高原町	—	10.5	—
廿日市市	48.3	117.9	41.0	県計	2,028.4	2,875.8	70.5

1. 行政人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
2. 処理人口は、平成25年4月1日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
3. 各数値は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

